

申請日 令和 年 月 日

杉並区長 宛

杉並区まちなか木製ベンチ等設置補助金交付申請書

杉並区まちなか木製ベンチ等設置補助金交付要綱第8条の規定に基づき、必要書類を添付し補助金の交付申請をします。申請に当たっては、2ページの補助金交付条件を確認しました。なお、補助を受けるに当たり、区が行う必要な個人情報の収集に同意します。

1 申請者及び申請内容

フリガナ 申請者氏名 <small>（団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）</small>		印 ※ゴム印 やスタン プ印は不 可 完了報告の際にご提出い ただく請求書にも同一印 が必要です。
住所	〒 -	
電話番号 <small>（区からの問合せ先）</small>	連絡先①（ ） - 連絡先②（ ） -	
設置製品 <small>（製品名、製品番号等）</small>		
交付申請金額 <small>（税込価格）</small>	上限 5 万円	円
設置場所	<input type="checkbox"/> 上記現住所と同じ <input type="checkbox"/> 現住所以外（①②記入） ①住所 → 杉並区 ②登記簿上の地番 → 杉並区	
設置場所配置図	別紙のとおり	
設置場所の状況	<input type="checkbox"/> 申請者単独所有 <input type="checkbox"/> 共有所有 <input type="checkbox"/> 申請者の所有に属さない	
設置予定日	令和 年 月 日	

2 添付必要書類（◆は必ず必要な書類） ※添付した書類に☑を入れてください。

- ◆ ベンチ等の設置に係る見積書等の写し
- ◆ ベンチ等の形状、寸法、使用材料（国産木材）が確認できるカタログ等の写し
- ◆ 設置場所の状況写真（撮影日が確認できるもの）
 ※設置場所とその前面道路等と一緒に写るように撮影してください。
- 同意書（地権者が申請者以外にも存在する場合）（第15号様式）
- その他区長が必要と認める書類

※申請者に応じ、以下の書類も必要です

- (1) 杉並区民の場合
 - 住民票の写し（申請者の名前及び住所以外の個人情報を伏せたもの）
- (2) 個人事業主の場合
 - 前年分確定申告書の写し又は営業許可書の写し等
- (3) 団体の場合
 - 事業所等の住所が区内であることが確認できる書類の写し（法人の場合）
 - 主な活動拠点が区内であることが確認できる書類の写し（法人以外の場合）
 - 団体であることが確認できる書類の写し
 - 団体の代表者であることが確認できる書類の写し
 - ベンチ等の設置を行うことについて決議されたことが確認できる書類（決議書、議事録等）の写し

事務処理欄（記入不要）	
受付日	受付者
/	

3 補助金交付条件

(1) 補助対象ベンチ等

補助の対象となるベンチ等（以下「対象ベンチ等」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- ア 販売店等で購入が可能で、次のイからオまでに掲げる条件を満たしていることを、書面等で確認のできるものであること。
- イ 購入日が、交付決定の通知がなされた日以降であること。
- ウ 座面及び背面の大半に国産木材が使用されていること。
- エ 対象ベンチ等の設置場所の環境下での使用に、十分な安全性や耐久性を有すること。
- オ 座面の高さ、横幅、奥行等について、安全に安心して利用できる形状であること。
- カ 企業広告を主目的としたものでないこと。
- キ ベンチ等の使用料を徴収しないこと。
- ク ベンチ等の設置に要する経費について、他の補助金等の交付を受けていないこと。

(2) 設置場所

対象ベンチ等は、次に掲げる要件の全てを満たす場所に設置するものとする。

- ア 自らが所有若しくは、土地所有者の同意を得られている場所
- イ 区内であり、道路等から目視できる場所（道路上は除く。）
- ウ 誰もが自由に安全に立ち入りできる場所
- エ 車両や歩行者の通行の支障にならない場所
- オ 避難経路等に該当しない場所

(3) 補助金の額等

1 申請当たりの補助金の額は、補助の対象となる経費の合計額とし、5万円を上限とする。

また、交付申請された補助対象経費の額が予算の残額を超えるときは、当該残額に相当する額を補助金の額とする。

(4) 申請書類の審査順番

区の審査は、申請書類に不備のない状態の申請者から順に実施し、交付決定等を行う。

(5) 変更の申請

補助金交付決定通知を受けたもの（以下「交付決定者」という。）が、申請の内容を変更しようとするときは、速やかに補助金変更申請書（第4号様式）に必要な書類を添えて区長宛てに提出し、その承認を受けるものとする。

(6) 申請の取下げ

交付決定者は、対象ベンチ等の設置を中止したときは、速やかに補助金取下げ申請書（第6号様式）を区長宛てに提出し、その承認を受けるものとする。

(7) 完了報告

交付決定者は、対象ベンチ等の設置が完了したときは、速やかに木製ベンチ等設置完了報告書（第8号様式）に対象ベンチ等の設置に係る領収書の写し等の必要書類を添えて、区長宛てに提出するものとする。

なお、木製ベンチ等設置完了報告書は、補助金交付決定通知を受けた年度の2月末日までに提出するものとする。

(8) 補助金の額の確定及び交付

区長は、木製ベンチ等設置完了報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付要件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（第9号様式）により交付決定者に通知する。

交付決定者は、補助金交付額確定通知書による通知を受けたときは、速やかに補助金交付請求書（第10号様式）を区長宛てに提出するものとする。

(9) 交付決定の取消し及び補助金の返還

区長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

ア 補助金交付決定通知を受けた年度の2月末日までに完了報告が行われないうとき。

イ 以下(11)に規定する報告を行うとき。

ウ 申請又は完了報告の内容に不備（補助金の額に係るものに限る。）があったとき。

エ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

オ 杉並区まちなか木製ベンチ等設置補助金交付要綱（以下「本要綱」という。）の規定に違反したとき。

カ 対象ベンチ等を本要綱に定める設置場所へ設置することができなくなったとき。

キ 交付決定者が死亡する等のやむを得ない事情により、その地位が他の者に引き継がれたとき。

ク 杉並区暴力団排除条例（平成24年杉並区条例第5号）第9条の規定に基づき、補助金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるとき。

(10) 財産の管理及び処分等

交付決定者は、設置した対象ベンチ等に対し、利用者が容易に認識できる位置に区が提供するシールを貼り付けるとともに、善良なる管理者としての注意をもって管理するものとする。

交付決定者は、設置した対象ベンチ等が破損等により利用に供することができなくなった場合及び本要綱の目的に反する使用、譲渡、交換、貸し付け、取り壊し、又は担保に供しようとするときは、補助金財産処分承認申請書（第13号様式）により、区の承認を受けるものとする。ただし、対象ベンチ等を設置した日から3年を経過している場合はこの限りでない。

なお、本補助金を受けて設置された対象ベンチ等の利用や設置等に関して発生するトラブルに対して、区は一切の責任を負わないこととする。

(11) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

交付決定者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書を区長宛てに提出し、報告するものとする。

なお、交付決定者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等（以下「本部等」という。）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

区長は、仕入控除税額報告書の提出があったときは、当該仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を求める。

(12) 使用状況報告

区長は、交付決定者に対し、必要に応じて設置された対象ベンチ等の管理及び使用状況等について、報告を求めることができる。

また、区長は、報告等により適正な維持管理等ができていないと認めるときは、交付決定者に対し改善を促すことができる。

(13) 調査等

区長は、本補助金の交付を受けようとする者又は本補助金の交付を受けた者に対し必要な調査を行い、又は資料の提出を求めることができる。

(14) 設置箇所の公表

区長は、設置された対象ベンチ等の効果的運用を図るため、設置箇所を区公式ホームページ等で公表することができる。

(15) 関係書類の整備

区長は、交付決定者に対し、補助金に係る収入及び支出を記載した帳簿並びにその他の証拠書類を整理し、これらを事業完了の翌年度から5年間保管させる。

設置場所配置図

※設置場所と道路の位置関係を記載のうえ、設置場所にマーク付け

